

# 農地転用事業誓約書

令和 年 月 日

可児市長様  
可児市農業委員会長様  
各関係者様

転用事業者	住所
	氏名 <span style="float: right;">(印)</span>

農地転用申請をするにあたり、下記事項を確実に守ることを誓約します。

転用申請地	地目	面積	備考
可児市			外筆 総計 m <sup>2</sup>

## 記

- 許可後は、関係法令を遵守し申請どおり転用事業を行い、申請目的どおりに供します。
- 転用事業完了後は、速やかに該当土地の地目変更を行います。
- 周辺の農地や環境、農業用の用排水及び道路等に支障のないよう措置します。
- 用排水路、道路（私有地を含む）、河川敷等の法面を埋立て又は占用するときは、別途市長に、国道、県道、及び河川については、関係官庁等に所定の手続きをし、その承認を受けて施工します。
- 用排水路、道路の変更、移転を必要とするときは、地元関係者の同意を得るとともに市長に届出し所定の手続きを了したうえ、施工します。
- 付近の農地、作物及び家畜等に被害を及ぼす恐れがあるときは、あらかじめ被害防除対策を施します。
- 転用地に工場、畜舎等を設置するときは、大気汚染、水質汚濁、騒音及び悪臭等の公害防止施設を施します。  
また、法等に基づいて、届出、協議等を必要とする施設を設置する場合は、あらかじめそれを了します。
- 転用申請地周辺のすべての環境に配慮し、土砂の流出、湧水、たい積、崩壊又はこの転用により施設等から生ずるガス、ばい煙、粉じん、廃油、汚水等の流排水及び騒音、悪臭、その他これに類すること等による被害は発生させません。万が一被害が生じたときは、速やかに改善し、発生した損害を補償します。
- 建築基準法等により道路を拡幅されることを考慮して転用事業を実施し、道路拡幅の際には、その事業に協力します。
- 次の場合は、速やかに転用許可の取り消しの申請を行い、農業経営を継続します。
  - 許可の目的である行為に着手する前に、許可どおりの目的に供することができないと見込まれる場合
  - 他法令による許認可が認められないなど、許可どおり事業実施ができないと見込める場合
11. 他法令の許認可が必要な場合は、私自身で関係する法令を調査し、関係機関等の承認を受けます。
12. 事業施工中を含め事業完了後も隣地や周辺住民等からの苦情や要望があったときは、真摯に対応し速やかに解決し、可児市長、可児市農業委員会へはいかなるご迷惑もおかけしません。
13. 可児市長、可児市農業委員会から、事業の進捗状況等の照会や指示等があった場合は、速やかに回答しその指示に従います。
14. 農地転用許可書が交付されるまでは工事に着手しません。また、工事施工業者に対しても周知徹底させます。
15. その他特約事項